

宮城県連合小学校教育研究会 書写研究部会会則

第1条 本部会は宮城県連合小学校教育研究会書写研究部会と称し、事務局を部会長所在の学校に置く。

第2条 本部会は本件小学校書写教育に関する事項を研究し、その振興と発展を図り児童の書写力向上に資することを以てその目的とする。

第3条 本部会は本県内小学校8地域（大河原・仙台市・仙台・大崎・栗原・登米・南三陸・石巻）の書写部会もしくは、本部会書写担当者をもって組織する。

第4条 本部会はその目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 研究大会、講習会などの開催
- (2) 書写教育についての調査研究
- (3) 出版物の刊行
- (4) 書写教育諸団体との連絡提携
- (5) その他、本部会の目的達成に必要な事項

第5条 本部会は次の役員をおき、任期は1年とする。ただし、重任、再任を妨げない。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 3名[仙南地区（大河原）・仙台市・仙台地区・仙北地区（大崎・栗原・登米・南三陸・石巻）部会長以外の地区から3名選出]
- (3) 幹事 各地区3名程度（ただし、仙台市は5名程度、仙台地区は7名程度。）
- (4) 監事 2名

第6条 部会長、副部会長、監事は幹事会に諮って選出する。幹事は各地区において選出し、事務局員は部会長が委嘱する。

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 部会長は、本部会を代表し、会務の処理に当たる。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故あるときはこれを代理する。
- (3) 幹事は、本部会の企画運営ならびに外部との連絡交渉に当たる。

第8条 会則の改定並びに予算・決算、年度内事業は幹事会において議決する。

- (1) 幹事会は必要に応じて、部会長が召集する。

第9条 本部会の経費は、県連合小学校教育研究会領域別研究費及びその他の収入をもってこれに充てる。

第10条 本部会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

附則 この会則は、昭和51年5月12日に定める。

昭和52年6月11日	一部改正
昭和55年6月28日	一部改正
昭和58年6月22日	一部改正
昭和62年6月12日	一部改正
平成元年6月9日	一部改正
平成16年6月3日	一部改正
平成20年6月11日	一部改正
平成28年2月22日	一部改正
平成28年6月1日	一部改正